

大和市告示第100号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、大和市立渋谷中学校施設使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成30年4月16日

大和市長 大 木 哲

- 1 受託者の名称 渋谷きんりん未来の会
代表理事 大津 雅子
- 2 受託者の所在地 大和市下和田49番地
- 3 委託期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで